

東海村障がい者総合支援協議会会議録

開催日時	令和5年3月27日（月）午後2時～午後3時
場 所	なごみ東海村総合支援センター活動室
出席者	有賀会長，有阪副会長，浅野委員，池永委員，大串委員，大貫委員，恩智委員，近藤委員，坂下委員，澤島委員，鈴木委員，永山委員，松永委員，中村委員（順不同）
欠席者	石塚委員，宇都宮委員，星委員，益子委員，坂下委員（順不同）
次 第	1 開会 2 課長あいさつ 3 会長あいさつ （1） 専門部会に関する報告 （2） 障がい者プランの進捗状況について（資料1） （3） 令和5年度スケジュールについて（資料2） （4） MCSの導入について（資料3） 4 その他
議 事	（1）専門部会に関する報告 【人権擁護・差別解消部会】 部会長：今年度から合理的配慮推進事業を開始した。事業所へ助成を行うもの。申請が上がっていない状況がある。障がい理解・差別解消に関する陳情書作成については，まとめたものを全体会で諮る。広範囲になる。選挙について配慮が足りないことから始まったが，教育分野，職員などそれぞれの分野での障がい理解を進めてほしい。精神障がいについて，小中学生にも理解を深めてほしい。精神疾患や認知症の方が投票に行くと，慣れない場所なので，事前準備が必要。配慮がほしい。ホームページで対応マニュアルが出ている。村でも国の指針に基づいたマニュアルがある。 障がい者プランを策定する際にアンケート調査に選挙の項目を追加する等（選挙を知っていますか？）障がい者プラン進捗状況の基本目標3にある「障害者差別解消法の普及啓発…合理的な配慮」についてだが，管理職向けの職員研修として講師を派遣することになった。 会長：委員へチラシを配布すること（次回会議）。 事務局：職員研修は令和5年度に実施する予定。 委員：障がい者プランについて長年協議をしているが，3年を過ぎると同じことを振り返っているように感じる。先が見えていない。

	会長：今後の計画に取り入れていきたい。 部会長：提言書や陳情書，要望書はふさわしくないとかいろいろあったが，結局，回答がほしいということ。 会長：今後の課題として受け止める。 事務局：貴重な意見に感謝する。すぐに答えが出せるものと，少しずつ前進していくものがあると感じている。合理的配慮推進事業について実績がなかったことについては，活動不足について反省するところだ。行政ができることと，事業者や村民ができることがあるので，今後も協議をしながら進めていきたい。 会長：周知徹底を行ってほしい。 【就労支援部会】 部会長：茨城県障害者雇用促進アドバイザー事業が開始された。まずはアドバイザーの業務がどのように事業所と関わるができるかを知るため，２月１０日に意見交換会を実施した。 【相談支援部会】 部会長：支給決定について，指定相談支援事業所について協議した。相談支援専門員をメインとした内容であったことから，相談支援専門員連絡会を開催した。相談支援部会の中で，MCSについて紹介を行った。事業所同士がつながれるツールとして活用できると相互にやりやすくなるのではないかな。 事務局：部会としては，計画相談の協議は難しいという意見があったことから，次回からは利用者側の相談や事業者側の相談などのテーマを決めて検討することとした。一方で，相談支援専門員の連絡会は継続していくこととした。 （２）障がい者プランの進捗状況について 事務局：資料１について事務局説明。 副会長：重点的に取り組むことについて，令和５年度に取り組むこととして，どこがポイントか。 事務局：特に地域生活支援拠点の整備について，継続的に取り組むことになっている。村は面的整備として新たに建物を作るのではなく，既存の行政機関や事業所を活用して整備することになっているので，形作っていききたい。もう一つは医療的ケア児の支援として，村としてどのようなことに取り組めるのかが課題となっている。あとは，精神障がい者の包括ケアシステムについても取り組
--	--

む必要性を感じている。

副会長：障がい者の参画と自立の支援について、取組みが弱いと感じる。インクルーシブ教育と言われる。障がいがあってもなくても同じ機会のもとで進める施策を検討してほしい。精神障がい者の地域移行支援が重点となる。社会的入院等により住まいの施策がないと、地域生活ができない。グループホームはあるが、空きがない。村に住みたい人の住まいの確保が課題だ。

災害時避難体制について、ひたちなか市で原子力災害を対象とした避難訓練を実施している。事業所としては避難が難しいと感じている。安心できる村づくりが必要と感じた。ヤングケアラーについて、障がい者プランに入れるものかわからないが、障がいを持つ方を支援する、家族支援の視点も重要だと感じている。

会長：貴重な意見に感謝する。委員の意見については、協議しながら検討していきたい。最後に、災害時の避難支援ということだが、村では広域避難訓練を実施している中で、当事者（在宅やグループホーム）の協力を得て、那珂市や守谷市まで避難訓練を実施していることを報告する。在宅にいる障がい者をどうするかをメインに検討することが重要だ。ヤングケアラーについては、全国的に騒がれている。札幌市はパーソナルアシスタントという新しい制度を作った。東海村バージョンを作っていくとさきがけになるのではないかと感じている。

（３）令和５年度スケジュールについて

事務局：資料２について事務局説明。全体会は年３回実施予定。部会については、各部会を年２回実施予定。それに加えて障がい者プランの策定に向けた部会開催を予定している。全体会と部会を活用しながらプラン策定も進めていきたい。

副会長：部会は年２回ということだが、基本的には令和４年度の協議内容を検討していくことでよいか。

事務局：そのとおり。

	委員：部会は今の部会となるのか。プランがうまく分けられるのか。 事務局：重点的に検討すべき部分を部会ごとに振り分ける。 会長：計画を策定する部会は作らないのか。 事務局：予定はない。 副会長：策定部会の委員は、手上げか。 事務局：基本的に3つの部会で検討する。 事務局：事務局会議で実施していく。必要な時は全体会で協議をする。 委員：部会が4回あるが、重複するときはどのように出席するのか。 会長：別日や別時間で協議する。 （4）MC Sの導入について 事務局：資料3について事務局説明。関係機関のプラットフォームだが、村でもすでに介護保険事業所等が活用している。障がい分野での活用を進め、情報発信していきたいと考えている。本日は申込書等も添付している。利用者登録ではなく、協議会委員グループを作成し、情報共有を図りたい。 全体会では初めての説明となる。相談支援部会が発端。委員同士のつながりや社会資源のネットワークづくりをきっかけに導入することになった。 副会長：アドレスを提出したら、招待メールが届くのか。 事務局：登録したメールアドレスに招待メールが届く。 副会長：メーリングリストで流している情報が過去も含めて見られることになるのか。 事務局：そのとおり。 会長：何人既読したか分かるのか。 事務局：「見た」のボタンを押すことで把握できる。 副会長：職場で使うときは、事業所のアドレスは1つだが、同じメールアドレスで複数名の登録はできないのか。 事務局：それはできない。共有アドレスしかない事業所で、〇〇1、〇〇2というアドレスを作成したところもあると聞いている。相談
--	--

	支援専門員でグループを作成しているが、研修案内などの情報発信をしている。 会長：一度事業所に持ち帰り、個人情報等の問題もあるので、活用を協議の上、次の全体会で決定にしたい。 委員：必要であると考えるが、メールがパソコンかスマホにするのかフリーメールアドレスにするか。必要性はあると判断しているが、協議会と連絡会では必要性の違いがあるのではないかと考えているので協議していきたい。 4 その他 事務局：「第5次障害者基本計画概要」「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の改正について」「児童発達支援及び放課後等デイサービスに係るガイドラインに基づいた自己評価等について」「茨城県障害者権利条例8周年記念パレードについて」「外出支援タクシー利用料金助成制度について」事務局から説明。通院のみであったが、買い物、余暇活動にも使用が可能となった。対象者は高齢者が要支援1・2の方が追加となった。障がい者は変更なし。身体1～3級、知的は○AとA、精神は1～2級。 委員：医療的ケア児支援センターのパンフレットに基づき説明。茨城東病院は12月に開設した。本稼働は令和5年4月となる。広報活動している。支援センターの目的は茨城県内の格差是正。医療的ケア児は400名程度いるが、地域の社会資源がないために遠方の施設に通わざるを得ない、保護者が就労できないなどの問題がある。それぞれの市町村で協議の場を設置し、格差をなくしていくことを目的にしている。6月にこども家庭庁の創設もある。協議の場が重要。各分野を横断することが多い。退院後の就園・就学となると、医療的ケアが必要であることから小学校へ通えない課題がある。分野横断した協議が必要。 事務局：スタッフは何名いるのか。 委員：兼務であるが、実質、センター長1名、福祉分野2名で相談対応している。必要に応じて多職種がそのつど対応する予定。 事務局：相談者はどのくらいか。 委員：先につながっている方が多い。直接的な相談は数名。行政側や事業所側からの相談が多い。 委員：タクシー券助成について、グループホームからは利用できるか。料金はどれくらいか。
--	--

	事務局：グループホームも対象となる。料金は2分の1の助成で、1回につき上限5,000円。枚数は年72枚（1人）配布予定。 委員：介助者も対象となるのか。 事務局：1台につき1枚となる。 委員：タクシー会社は何社あるのか。どの会社が使えるのか。 事務局：サントタクシー，常東タクシー，ケアタクシータグチ，雅の4事業所。 事務局：詳細は広報とうかい4月10日号に掲載するので確認願いたい。手帳取得者には毎回説明している。 委員：あつマルシェについて。5月以降，コロナが5類となるが，再開してほしい。 事務局：コロナ前までは，役場正面玄関前で月2回販売を実施していた。就労部会において協議していく。 以上
--	--